

重要事項説明書

1 事業所の目的

事業者は、介護保険法及び健康保険法等の関係法令及びこの説明書に従い、利用者様に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、サービスの提供をします。

- (1) 「訪問看護」は、利用者様の居宅(自宅)において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- (2) サービス提供にあたっては、主治医の指示に基づき、別添の「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

2 運営方針

- (1) 訪問看護の実施にあたっては、利用者様の心身状況等を踏まえて、日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を尊重した在宅療養が維持できるように支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 事業所の概要

事業所名	医療法人 登別すずらん病院 訪問看護ステーションすずらん
所在地	北海道登別市青葉町34番地9
連絡先	(電話) 0143-85-1000 (FAX) 0143-85-1729
管理者名	白石 さくら
サービスの種類	訪問看護
介護保険指定番号	0163590235号
サービス提供地域	登別市 室蘭市 白老町

4 サービス提供時間

平日	午前 9:00 ~ 午後 17:00
土日・祝祭日	休業
年末年始	12月30日 ~ 1月3日 休業

5 事業所の職員体制等

事業者の職種	人数	資格	勤務形態
管理者	1名	看護師	常勤
看護師	2.5名以上	看護師	常勤
リハビリ職員	相当数	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	常勤
事務員	1名		常勤(兼務)

6 サービスの内容

(1) サービス内容

- ①病状や体調の観察 ②体温、血圧測定や脈拍などの測定 ③薬の確認や整理、軟膏処置
- ④清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持、食事介助および排泄等の日常生活の援助
- ⑤リハビリテーションの実施と相談 ⑥認知症看護
- ⑦医療処置の実施および指導（胃瘻、吸引、酸素吸入、チューブ・ドレーン・カテーテル類の管理、点滴、CV管理等）
- ⑧褥瘡や傷の予防、処置 ⑨栄養や食事療法、摂食嚥下に関する相談と指導
- ⑩生活環境の調整と相談、指導 ⑪療養上の援助と相談 ⑫かかりつけ医師への連絡、調整および報告
- ⑬その他、医師からの指示の処置と介護に関する相談

(2) 交通渋滞などにより、まれにサービス提供時間が前後することがございますが、ご了承ください。

(3) 勤務状況等により、担当者が何うことが出来ない場合は、代替りの担当者がサービス提供をすることがございますが、ご了承ください。

7 利用料金

(1) 利用者様からいただく利用料金は、次の3種類に分かれます。

- ①介護保険法第14条に規定する居宅サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払い
- ②各種健康保険による利用者負担金
- ③保険外の費用
 - ・交通費
 - ・休日料金
 - ・長時間訪問看護料金
 - ・死後の処置料

<詳細につきましては、別紙利用料表を参照または、事業所にお問い合わせください>

(2) 支払い方法

利用者様負担金は、毎月の月末締めとし、サービスを提供した翌月10日までに、当月分の請求書にてご請求いたします。指定の口座引き落とし日までにご入金をお願いいたします。

*別の、お支払いの方法をご希望の方は、訪問担当看護師にご相談ください。

8 その他の費用

利用者様のお住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者様の負担になります。

9 サービス利用の解約及び中止

利用者様は、当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスについては、事前の連絡をもって契約の終了日を示し、いつでも解約することができます。

(1) サービスの利用を解約及び中止する際には、速やかに下記の連絡先までご連絡下さい。

連絡先（電話）：0143-85-1000

医療法人 登別すずらん病院 訪問看護ステーションすずらん
管理者 白石 さくら

(2) サービスの継続利用期間中に、利用者様の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。ただし、急な入院・入所または容体の急変等の場合は、次項のキャンセル料は頂きません。

① ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	各種保険で定める料金の 5 0 %

10 緊急時の対応

- (1) サービスの提供にあたり利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて応急処置を行うと共に、速やかに主治医、家族、居宅介護支援事業所へ連絡し適切な処置を行います。

主治医	病 院 名	
	主 治 医	
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄)
	連 絡 先	
連 絡 基 準		

11 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。

12 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相 談 窓 口	電話番号	0 1 4 3 - 8 5 - 1 0 0 0 (代表)
	FAX 番号	0 1 4 3 - 8 5 - 1 7 2 9
	管理者	白石 さくら
	対応時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

市町村介護相談窓口	【登別市】	
	所 在 地	登別市中央町 6 丁目 1 1 登別市高齢介護グループ
	電話番号	0 1 4 3 - 8 5 - 5 7 2 0
	対応時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0
	【室蘭市】	
	所 在 地	室蘭市幸町 1 番地 2 号 保健福祉部・高齢福祉課・介護保険係
	電話番号	0 1 4 3 - 2 2 - 1 1 1 1 (代表)
	対応時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

市町村介護相談窓口	【白老町】 所在地 白老郡白老町大町1丁目1番1号 電話番号 0144-82-6650 対応時間 9:00 ~ 17:00
北海道国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話番号 011-231-5161 FAX番号 011-231-5178 対応時間 9:00 ~ 17:00

13 事故発生時の対応及び損害賠償

当事業所が行う指定訪問看護及び指定予防介護訪問サービスにおいて事故が発生した場合は、緊急対応等必要な措置を講じた上で、速やかに市町村、居宅介護支援事業所、利用者様・その御家族等に連絡し、事故の状況・処置等について記録すると共に、事故の原因を解明し再発防への対策を講じます。

また、当事業所の責めに帰すべき理由により利用者様に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

訪問看護サービスの開始に当たり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

【事業所】

住 所：北海道登別市青葉町 34 番地 9

法 人 名：医療法人 登別すずらん病院 訪問看護ステーションすずらん

代 表 者：理事長 志田 勇人 印

【事業所】

住 所：北海道登別市青葉町 34 番地 9

事業所名：医療法人 登別すずらん病院 訪問看護ステーションすずらん
(指定番号：0163590235)

説 明 者： 印

私は、上記のとおり、訪問看護サービスを利用するにあたり重要事項の説明を受け、利用開始の同意をします。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所： _____

氏 名： _____ 印

【署名代行者】

住 所： _____

氏 名： _____ 印

続 柄： _____